

○ 建築基準法施行細則

昭和36年 9 月 1 日
京都府規則第27号
改正 昭和49年 7 月20日規則第31号
昭和50年 4 月25日規則第19号
昭和51年 8 月27日規則第53号
昭和52年11月 1 日規則第47号
昭和54年10月19日規則第44号
昭和57年 8 月 1 日規則第41号
昭和58年 3 月23日規則第12号
平成 5 年 6 月24日規則第20号
平成 7 年 6 月30日規則第26号
平成 8 年 5 月24日規則第29号
平成10年 4 月17日規則第18号
平成11年 4 月30日規則第22号
平成12年 3 月30日規則第 6 号
平成12年 6 月13日規則第40号
平成12年12月26日規則第63号
平成13年 4 月27日規則第21号
平成15年 3 月28日規則第22号
平成16年 2 月 6 日規則第 3 号
平成16年 3 月 5 日規則第 7 号
平成16年 3 月30日規則第13号
平成16年 9 月28日規則第32号
平成16年11月15日規則第40号
平成17年 3 月30日規則第20号
平成17年 4 月 1 日規則第26号
平成17年 6 月29日規則第34号
平成17年 7 月19日規則第38号
平成17年12月27日規則第56号
平成18年12月27日規則第46号

平成19年 6 月20日規則第27号
平成20年 3 月31日規則第19号
平成20年11月28日規則第48号
平成27年 5 月29日規則第48号
平成28年 6 月 1 日規則第31号
平成28年 9 月30日規則第46号
平成29年 3 月28日規則第11号
平成30年 3 月26日規則第10号
平成30年10月 1 日規則第46号
令和元年 6 月26日規則第 3 号
令和元年 9 月20日規則第31号
令和 2 年 9 月 4 日規則第50号
令和 3 年 3 月29日規則第14号
令和 3 年 3 月31日規則第15号
令和 4 年 8 月26日規則第31号
令和 4 年 9 月30日規則第33号
令和 5 年 3 月17日規則第 9 号
令和 5 年 5 月25日規則第24号
令和 6 年 2 月 9 日規則第 1 号
令和 6 年 3 月29日規則第17号
令和 6 年 3 月29日規則第24号
令和 6 年10月18日規則第46号
令和 7 年 3 月31日規則第54号

建築基準法施行細則をここに公布する。

建築基準法施行細則

建築基準法施行細則（昭和25年京都府規則第90号）の全部を改正する。

（用語）

第 1 条 この規則において、「法」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）、「令」とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、「省令」とは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、「条例」とは建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）をいう。

(昭54規則44・平7規則26・一部改正)

(書類の経由)

第2条 法、令、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する申請書、届出書又は報告書は、建築物(建築設備を含む。)、工作物又は道路の所在地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。

(昭51規則53・昭57規則41・昭58規則12・平27規則48・一部改正)

(許可申請の添付図書)

第3条 法第52条第14項(第3号に係る部分に限る。)、第53条第4項若しくは第5項、第55条第3項、第57条の4第1項ただし書、法第57条の5第3項において準用する法第53条の2第1項第3号若しくは第4号又は法第58条第2項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号若しくは第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第43条第2項第2号、第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項(第3号を除く。)、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号、第55条第4項各号のいずれか、第59条第1項第3号若しくは第4項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項若しくは第5項から第7項まで又は第87条の3第3項若しくは第5項から第7項までの規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項の規定による申請書(法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可の申請にあつては、省令別記第44号様式による申請書)の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の1の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。ただし、法第85条第5項又は第87条の3第5項の規定による許可を受けようとする者が申請書に添付すべき同表の1の項に規定する図書については、既に所長に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載することにより、その添付を省略することができる。

3 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10

項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書(これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の2の項に規定する図書(工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物に係る当該規定による許可の申請にあつては、当該図書及び別記第1号様式による調書)を添えて、知事に提出しなければならない。

4 前項に規定する許可が法第48条第15項に規定する特例許可である場合において、当該許可の申請に係る建築が同条第16項各号のいずれかに該当するものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「副本2通」とあるのは「副本」と、「知事」とあるのは「所長」とする。

5 法第56条の2第1項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の3の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

6 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書(これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第4項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の1の表の4の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

7 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(これらの規定を法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定(法第48条第16項各号のいずれかに該当する場合に限る。)により許可を受けようとする者は、省令第10条の4第4項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の1の表の4の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

8 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

(昭49規則31・昭50規則19・昭52規則47・昭54規則44・平5規則20・平8規則29・平11規則22・平15規則22・平16規則3・平16規則7・平17規則26・平17規則34・平19規則27・平27規則48・平28規則46・平30規則10・平30規則46・令元規則3・令2規則50・令4規則31・令5規則9・令6規則1・令6規則17・令7規則54・一部改正)

(認定申請書及び添付図書)

第3条の2 令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第43条第2項第1号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第2項に規定する承諾書及び別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

3 法第44条第1項第3号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の2の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

4 法第52条第6項第3号、第55条第2項、第57条第1項、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4、第68条の5の5、第68条の5の6又は第86条の6第2項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

5 令第131条の2第2項又は第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

6 法第68条第5項又は第68条の3第7項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

7 令第137条の12第6項若しくは第7項又は第137条の16第2号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び別記第3号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。

8 法第86条の8第1項若しくは第3項又は第87条の2第1項若しくは第2項において準

用する法第86条の8第3項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する申請書の正本及び副本2通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

9 条例第6条第1項第1号オの規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の3の項に規定する図書及び別記第4号様式による調書を添えて、所長に提出しなければならない。

10 条例第8条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第1の2の表の4の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

11 条例第18条第3項の規定により認定を受けようとする者は、別記第2号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の2の表の1の項に規定する図書及び同条第3項各号に該当することを証する同項に規定する評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

12 知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

(昭54規則44・追加・平5規則20・平7規則26・平8規則29・平11規則22・平13規則21・平15規則22・平16規則3・平16規則7・平16規則32・平17規則26・平17規則34・平19規則27・平27規則48・平30規則46・令元規則3・令5規則9・令6規則1・令6規則17・令7規則54・一部改正)

(指定申請の添付図書)

第3条の3 法第57条の2第1項の規定により指定を受けようとする者は、省令第10条の4の10第1項に規定する申請書の正本及び副本2通に、それぞれ別表第1の3の表に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認める場合においては、前項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

(平17規則34・追加、平27規則48・令2規則50・令5規則9・一部改正)

(建築協定認可申請書及び添付図書)

第3条の4 法第70条第1項又は第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、別記第5号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。

- (1) 建築協定書
- (2) 建築協定区域並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示する図面
- (3) 建築協定区域内の建築物に関する基準を示す図面
- (4) 法第69条に規定する土地の所有者等（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意を示す書類並びに土地及び建築物の登記事項証明書
- (5) 建築協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該建築協定区域隣接地を表示する図面
- (6) 前各号に掲げるもののほか、所長が特に必要と認める図書

2 前項の規定は、法第74条第1項の規定による認可を受ける場合について準用する。

3 法第76条第1項の規定により建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、別記第6号様式による申請書の正本及び副本2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。

- (1) 廃止の理由書
- (2) 土地の所有者等の過半数の合意を示す書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所長が特に必要と認める図書

（昭54規則44・追加、昭58規則12・平8規則29・平11規則22・平16規則7・一部改正、平17規則34・旧第3条の3繰下、平27規則48・一部改正）

（建築協定区域内の借地権消滅等届）

第3条の5 法第74条の2第3項の規定により届出をしようとする者は、別記第7号様式による届出書及びその写し2通に、それぞれ同条第1項又は第2項に該当することを証する書類及び当該土地の位置図を添えて、所長に提出しなければならない。

（昭58規則12・追加、平8規則29・平11規則22・平16規則7・一部改正、平17規則34・旧第3条の4繰下、平27規則48・一部改正）

（建築協定の認可等の公告後の建築協定加入届）

第3条の6 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、別記第8号様式による届出書及びその写し2通に、それぞれ当該土地の位置図及び登記事項証明書を添えて、所長に提出しなければならない。

2 法第75条の2第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、前項に規定する図書及び書類のほか、当該加入に係る土地の所有者等の全員の合意を示す書類を提出しなければならない。

（昭58規則12・追加、平8規則29・平11規則22・平16規則7・一部改正、平17規則

34・旧第3条の5繰下、平27規則48・一部改正）

（法第76条の3第2項の規定による認可を受けた建築協定の効力発生届）

第3条の7 法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可を受けた者は、同条第5項の規定により当該建築協定が法第73条第2項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有することとなつたときは、別記第9号様式による届出書及びその写し2通に、それぞれ新たに存することとなつた土地の所有者等の土地又は建築物の位置図及び登記事項証明書を添えて、所長に提出しなければならない。

（昭58規則12・追加、平8規則29・平11規則22・平17規則26・一部改正、平17規則

34・旧第3条の6繰下、平27規則48・一部改正）

（確認申請の添付図書）

第4条 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をしようとする場合において、建築物又は建築設備が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める調書又は図書を、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ添えなければならない。

(1) 工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物であるとき 別記第1号様式による調書

(2) 法第86条の7又は第87条第3項第3号の規定の適用を受ける建築物であるとき 別記第3号様式による調書

(3) 高さが2メートルを超える崖に近接する建築物であるとき 別表第1の4の表に規定する図書及び別記第4号様式による調書

(4) 都市計画区域内において、自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）又は自動車修理工場の用途に供する建築物であるとき その敷地の自動車の出入口から10メートル以内にある道路の状況及び建築物の用途別概要図（その敷地の自動車の出入口に接する道路が坂道であるときは、当該図書及びその道路の勾配を示す図書）

(5) し尿浄化槽を設けるとき又は既設のし尿浄化槽を使用する便所を設けるとき 別記第10号様式による設備の概要

(6) 法第56条第1項第3号又は第58条の規定の適用を受ける建築物であるとき 縮尺2,500分の1又は3,000分の1の都市計画図による付近見取図及び縮尺100分の1の2面以上の立面図

(7) 法第56条の2第1項の規定の適用を受ける建築物であるとき 縮尺2,500分の1又

は3,000分の1の都市計画図による付近見取図

(昭49規則31・昭54規則44・平7規則26・平11規則22・平13規則21・平16規則32・平17規則34・平27規則48・一部改正)

(建築主等の変更等)

第5条 建築主、設置者又は築造主(以下「建築主等」という。)は、法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認(以下「確認」という。)を受けた後、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事が完了するまでに、建築主等、工事監理者又は工事施工者に変更があつたときは、別記第11号様式による届出書及びその写し1通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ当該確認に係る確認済証及び確認申請書の副本を添えて、建築主事等(建築主事又は建築副主事をいう。以下同じ。)(法第4条第7項に規定する大規模建築物に係るものにあつては、建築主事。次項、第9条及び第10条において同じ。)に提出しなければならない。

2 建築主等は、確認を受けた後、工事監理者又は工事施工者を定めたときは、工事に着手する前に、別記第12号様式による届出書及びその写し1通を建築主事等に提出しなければならない。

(平27規則48・全改、令元規則3・令6規則24・一部改正)

(手数料の額)

第6条 条例第22条第1号から第8号までに規定する規則で定める額は、別表第2のとおりとし、同条第9号に規定する規則で定める事務及び規則で定める額は、別表第3のとおりとする。

(平12規則6・追加、平19規則27・平27規則48・一部改正)

(手数料の納付方法)

第7条 条例第22条に規定する手数料の納付を地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に委託した場合において、申請の際にその旨を証することができるときは、申請の際には、その納付を要しない。

(令4規則33・追加)

(確認申請手数料等の減免の理由)

第8条 条例に基づく建築物、建築設備又は工作物の確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、国等確認手数料、国等完了検査手数料及び国等中間検査手数料(以下「確認申請手数料等」という。)に関する条例第24条に規定する規則で定める理由は、

次に掲げるものとする。

(1) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅又は住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第6項に規定する改良住宅として建築するものであること。

(2) 災害により建築物を滅失し、又は破損した者が、その災害の発生の日から6月以内に建築物を建築しようとして確認申請書を提出した場合において知事が必要と認めたものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、京都府が建築するものであること。

2 条例に基づく許可申請手数料及び認定申請手数料(以下「許可申請手数料等」という。)に関する条例第24条に規定する規則で定める理由は、京都府が建築するものであることとする。

3 第1項第2号の規定により確認申請手数料等の減免を受けようとする者は、被災地を所管する市町村長の、その事実該当することの証明を受けなければならない。

(昭49規則31・昭54規則44・平11規則22・一部改正、平12規則6・旧第6条繰下・一部改正、平16規則7・平19規則27・一部改正、平27規則48・旧第6条の2繰下・一部改正、令元規則3・一部改正、令4規則33・旧第7条繰下)

(工事取りやめ届)

第9条 建築主等は、確認を受けた後、当該建築物、建築設備若しくは工作物の工事又は建築物の用途の変更を取りやめたときは、別記第13号様式による届出書及びその写し1通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ確認済証及び確認申請書の副本を添えて、建築主事等に提出しなければならない。

(昭54規則44・昭58規則12・平27規則48・令元規則3・令6規則24・一部改正)

(確認の取消し)

第10条 建築主等が確認申請書に不実の記載をして確認を受けたことが判明したときは、建築主事等は、その確認を取り消すことができる。

(平27規則48・令6規則24・一部改正)

(特定建築物の定期報告)

第11条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。

(1) 3階以上の階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物(令第112条第11項の規定により階段の部分とその他の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニ

ーその他これらに類する部分を除く。)とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画しなければならない建築物に限る。)であつて当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの(共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物にあつては、法定報告建築物(法第12条第1項に規定する政令で定める建築物をいう。以下同じ。)である建築物を除く。)

(2) 百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(法定報告建築物を除く。)で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分を避難階以外の階に有するもの

2 法第12条第1項の規定による報告は、省令第5条第3項に規定する報告書に、別表第1の5の表の1の項に規定する図書並びに知事が別に定める敷地、一般構造、構造強度、耐火構造等及び避難施設等の調査の結果を記載した書類を添えて、所長に提出して行うものとする。

3 前項の報告書は、報告の日前3月以内に行われた調査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

4 省令第5条第1項の規定による報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年度の4月から12月までの間とし、以後それぞれの年度の翌年度から起算して3年を経過する年度ごとの4月から12月までの間とする。

ホテル又は旅館の用途に供する建築物	平成28年度
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、舞鶴市、綾部市、宮津市、長岡京市、京丹後市並びに与謝郡伊根町及び与謝野町の区域に所在するもの	
体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	
病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)の用途に供する建築物	平成29年度
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、福知山市、亀岡市、向日市、南丹市及び船井郡京丹波町の区域に所在するもの	
児童福祉施設等の用途に供する建築物	
博物館、美術館又は図書館の用途に供する建築物	
百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物	

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	平成30年度
下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町及び宇治田原町並びに相楽郡笠置町、和束町、精華町及び南山城村の区域に所在するもの	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物	

(昭49規則31・昭54規則44・昭58規則12・平5規則20・平10規則18・平13規則21・平16規則3・平16規則7・平16規則13・平17規則20・平17規則38・平17規則56・平18規則46・平20規則19・平27規則48・平28規則31・令元規則3・令4規則31・一部改正)

(昇降機の定期報告)

第12条 法第12条第3項の規定による昇降機に係る報告は、省令第6条第3項に規定する報告書に知事が別に定める検査の結果を記載した書類を添えて所長に提出して行うものとする。

2 前項の報告書は、報告の日前2月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

3 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、1年ごととする。

(昭49規則31・全改、昭54規則44・昭58規則12・平13規則21・平16規則3・平16規則7・平17規則34・平20規則19・平28規則31・一部改正)

(特定建築設備等の定期報告)

第13条 法第12条第3項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、令第16条第1項各号(共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物を除く。)及び第11条第1項第2号に掲げる建築物に係る換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置とする。

2 法第12条第3項の規定による令第16条第3項第2号及び前項に規定する特定建築設備等に係る報告は、省令第6条第3項に規定する報告書に、別表第1の5の表の2の項に規定する図書(当該報告に係る特定建築設備等が防火設備である場合にあっては同項の(2)に規定する図書を、その他の場合にあっては同項の(3)に規定する図書を、それぞれ除く。)及び当該報告に係る検査の対象となる換気設備、排煙設備、非常用の照明装置又は防火設備の検査の結果を記載した書類で知事が別に定めるものを添えて、所長に提出して行うものとする。

3 前項の報告書は、報告の日前3月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

4 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年度4月から12月までの間とする。

5 省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目（以下「大臣指定設備項目」という。）に係る報告は、検査の対象となる建築設備の全ての大員指定設備項目について3年以内ごとに行われるものとし、当該報告の時期は、前項の規定にかかわらず、検査を実施した年ごとの4月から12月までとする。

（昭49規則31・追加、昭54規則44・昭58規則12・平10規則18・平13規則21・平16規則3・平16規則7・平17規則34・平20規則19・平27規則48・平28規則31・令5規則9・一部改正）

（工作物の定期報告）

第14条 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定による工作物に係る報告は、省令第6条の2の2第3項に規定する報告書に知事が別に定める検査の結果を記載した書類を添えて所長に提出して行うものとする。

2 前項の報告書は、報告の日前1月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

3 省令第6条の2の2第1項の規定による報告の時期は、1年ごととする。

4 省令第6条の2の2第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目（以下「大臣指定工作物項目」という。）に係る報告は、検査の対象となる工作物の全ての大員指定工作物項目について3年以内ごとに行われるものとし、当該報告の時期は、前項の規定にかかわらず、検査を実施した年ごととする。

（昭49規則31・追加、昭54規則44・昭58規則12・平13規則21・平16規則3・平16規則7・平17規則34・平20規則19・平28規則31・一部改正）

（定期報告に関する書類の保存期間）

第14条の2 省令第6条の3第5項第2号の規定による期間は、法第12条第1項又は第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告（以下この条において「当初報告」という。）が行われた日から次の各号の対象施設の区分に従い当該各号に定める日又は当初報告に係る建築物及び建築設備等（省令第6条第1項の建築設備等及び省令第6条の2の2第1項の工作物をいう。以下この条において同じ。）が滅失し、若しくは除却される日までとする。

(1) 建築設備等で大臣指定設備項目又は大臣指定工作物項目（以下「大臣指定項目」と

いう。）の検査をすることを要するもの 当初報告の翌日から起算して3年を経過した日又は当初報告の日後、最初の全数検査（当該建築設備等に係る全ての大員指定項目の検査を一度に行うことをいう。）の結果の報告の日のいずれか早い日

(2) 前号以外のもの 当初報告の日後、最初に報告が行われた日
（平20規則19・追加、平28規則31・一部改正）

（敷地境界の変更届）

第15条 建築物の工事が完了した後に、建築物の敷地の境界を変更しようとする者は、別記第14号様式による届出書及びその写し1通に、それぞれ別表第1の6の表に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

（昭49規則31・旧第13条繰下・一部改正、昭54規則44・平11規則22・平27規則48・令元規則3・一部改正）

（し尿浄化そうを設ける区域のうち、衛生上特に支障があると認める区域の指定）

第16条 令第32条第1項の規定により、知事が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、次に掲げる区域を除く区域とする。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域

(2) 知事が特別の理由があると認めて告示で指定する区域

（昭49規則31・全改）

（道路の位置の指定の申請等）

第17条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定又は指定の変更若しくは取消しを受けようとする者は、別記第15号様式による申請書の正本及び副本を所長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する申請書には、省令第9条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1) 方位、各道路の幅員及び延長、道路延長の合計、道路及び宅地の面積及び総面積、道路の勾配、道路と宅地との高低差、側溝及び擁壁等の位置、隅切寸法、側溝の排水方向並びに宅地の区画割を明示した縮尺500分の1以上の平面図

(2) 縮尺500分の1以上の横断面図及び縦断面図

(3) 側溝、隅切り及び擁壁等の詳細を明示した縮尺50分の1以上の図面

(4) 道路となる土地及び道路に接することとなる土地の登記事項証明書（申請書受付日前3月以内に交付を受けたものに限る。）

(5) 道路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に

関して権利を有する者の印鑑登録証明書

- (6) 道路を接続させる既存道路の管理者の承諾書及び排水についての水利権者の承諾書
- (7) 関係法令に基づく許可書等の写し
- (8) その他知事が特に必要があると認める図書

3 省令第10条の規定は、第1項の申請に基づいて道路の位置の指定を変更し、又は取り消した場合について準用する。

(昭49規則31・全改、昭54規則44・昭58規則12・平16規則3・平16規則7・平27規則48・令元規則3・一部改正)

(私道の変更又は廃止)

第18条 法第45条第1項の規定により変更又は廃止の制限を受ける私道を変更し、又は廃止しようとする者は、変更又は廃止の日の21日前までに別記第16号様式による届出書及びその写し2通を知事に提出しなければならない。

2 省令第9条及び前条第2項の規定は、前項の届出をする場合について準用する。

(昭49規則31・追加、昭54規則44・平16規則3・平27規則48・令元規則3・一部改正)

(積雪の単位荷重及び垂直積雪量)

第19条 令第86条第2項ただし書に規定する多雪区域は、別表第4垂直積雪量の欄に掲げる数値が1メートル以上の区域とし、当該区域内における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルごとに1平方メートルにつき30ニュートン以上とする。

2 令第86条第3項に規定する規則で定める数値は、別表第4に規定する区域については、それぞれ同表垂直積雪量の欄に掲げる数値とする。ただし、山間部等の区域でこの数値を超える積雪量が予想されると知事が認めるものについては、同項の国土交通大臣が定める基準に基づき算定した数値(小数点第2位未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数値)とする。

(平12規則40・追加、平12規則63・一部改正、平15規則22・旧第19条の2繰上、平27規則48・一部改正)

(建蔽率の緩和)

第20条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地とする。

- (1) 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生じる内角が135度以下の場合に限る。)にある角敷地で、その敷地境界線の

全長の4分の1以上がこれらの道路に接するもののうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する敷地

ア 角敷地に係る隅角を挟む2辺の敷地境界線がそれぞれ道路に接する部分の道路の幅員がそれぞれ5.5メートル以上であり、かつ、その和が14メートル以上であること。

イ その敷地面積が200平方メートル以下であること。

(2) 敷地境界線の全部が道路に接する敷地で、これらの道路のうちいずれかの道路の幅員が8メートル以上であるもの

(3) その間隔が25メートル以下の道路と道路とに挟まれた敷地で、その敷地境界線の全長の4分の1以上がこれらの道路に接するもののうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する敷地

ア 敷地を挟む道路がそれぞれ敷地に接する部分の道路の幅員がそれぞれ5.5メートル以上であり、かつ、その和が14メートル以上であること。

イ その敷地面積が200平方メートル以下であること。

(4) 道路に接する敷地で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもののうち、前3号に掲げる敷地に準じる敷地として知事が認める敷地

ア その敷地が公園、広場、水面その他これらに類するもの(イにおいて「公園等」という。)に接すること。

イ 当該道路以外の道路でその敷地に接するものがその接する部分の反対側の部分で公園等に接しており、かつ、当該敷地に接する部分と当該公園等と接する部分とが相対すること。

(平27規則48・全改)

(高さの制限の緩和)

第21条 建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合において、前面道路の境界線からの水平距離が敷地の地盤面と前面道路との高低差の2倍以上で、かつ、10メートルをこえる区域については、令第135条の2第1項の規定にかかわらず、その前面道路は敷地の地盤面と同じ高さの位置にあるものとみなす。

(昭49規則31・旧第19条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から起算して1箇月を経過した日から施行する。

(平16規則40・一部改正)

(経過措置)

- 2 この規則施行の前に、建築基準法施行細則(昭和25年京都府規則第90号)の規定によつてした手続その他の行為は、この規則中の相当する規定によつてした手続その他の行為とみなす。

(平16規則40・一部改正)

(特定通路の特例)

- 3 知事は、当分の間、次の各号のいずれにも該当する道(法第42条第1項に規定する道路(以下「道路」という。))に該当するものを除く。以下同じ。)を特定通路として指定することができる。
- (1) 平成11年5月1日(第3号において「基準日」という。))においてその道に建築物が立ち並んでいたこと。
- (2) その道の幅員が1.8メートル以上であること。
- (3) その道が省令第10条の3第4項第3号に規定する通路(基準日から引き続き道路に通じているものに限る。)であつて、その道に立ち並んでいる建築物の敷地に有効に接するものであること。
- (4) その道に立ち並んでいる建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替について特に考慮すべき事情があること。

(平27規則48・全改、令2規則50・一部改正)

- 4 知事は、前項の規定による指定をしたときは、速やかに、指定の年月日及び指定に係る特定通路の位置を公告するものとする。

(平27規則48・追加)

- 5 1又は2以上の特定通路に接する敷地で、当該特定通路に接する部分の敷地境界線と基準線(特定通路の中心線から水平距離2メートル(特定通路がその中心線からの水平距離2メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の当該特定通路の側の境界線から当該特定通路の側に水平距離4メートル)の線をいう。以下同じ。))とに挟まれた部分(2以上の特定通路に接する敷地にあつては、それぞれの特定通路につきそれぞれ当該挟まれた部分)の全部が通路として当該特定通路と一体的に通行の用に供されているものがあるときは、当該特定通路に接する敷地から当該通行の用に供されている部分の敷地を除いた部分の敷地に係る第20条各号(第1号ア及び第3号アを除く。)の規定の適用については、当該特定通路を道路とみなし、当該基準線をその道路の境界線とみなす。

(平27規則48・追加)

- 6 附則第3項の規定による指定の際現に前項の規定の適用を受けて第20条各号の敷地に該当している敷地で法第53条第3項(第2号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けているもの(以下「特定敷地」という。))が、当該指定により第20条各号の敷地に該当しないこととなるときは、当該特定敷地に対しては、当該指定に係る特定通路は、特定通路でないものとみなす。

(平27規則48・追加)

附 則(昭和49年規則第31号)

この規則は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則(昭和50年規則第19号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年規則第53号)

- 1 この規則は、昭和51年9月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前の京都府建築代理士条例施行規則、建築基準法施行細則、京都府宅地建物取引業法施行細則及び京都府府営住宅条例施行規則の規定によつてなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の京都府建築代理士条例施行規則、建築基準法施行細則、京都府宅地建物取引業法施行細則及び京都府府営住宅条例施行規則の相当規定によつてなされたものとみなす。

附 則(昭和52年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年規則第44号)

この規則は、昭和54年11月1日から施行する。

附 則(昭和57年規則第41号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第52条、第54条の2、第66条、第67条の2、第68条、第68条の3、第71条、第72条、第87条、第88条、第89条及び第90条の改正規定、第5章第1節第11款の次に1款を加える改正規定、附則第2項、第3項及び第6項の規定並びに附則第7項の規定中京都府土木事務所及び京都府港湾事務所に係る部分は、昭和57年9月1日から施行する。

附 則(昭和58年規則第12号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成 5 年規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 5 年 6 月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の建築基準法施行細則及び都市計画法施行細則の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の建築基準法施行細則及び都市計画法施行細則の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行前にされた申請に係る事務については、この規則による改正後の京都府地方振興局長等に権限を委任する規則第 2 条第 8 項第23号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年規則第26号）

- 1 この規則は、平成 7 年10月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の 2 第 1 項及び別記第 5 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成 8 年規則第29号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成10年規則第18号）

この規則は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年規則第22号）

- 1 この規則は、平成11年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成12年規則第 6 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この規則の施行前にした改正前の規定に基づく申請等の行為については、改正後の規定に基づいてしたものとみなす。

- 5 この規則の施行の日前の申請に係る手数料は、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、平成12年 7 月 1 日前の申請に係る建築物及び工作物についての建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第 2 項ただし書に規定する多雪区域及び当該区域内における積雪の単位荷重並びに同条第 3 項に規定する規則で定める数値は、なお従前の例による。

附 則（平成12年規則第63号）

この規則は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成13年規則第21号）

この規則は、平成13年 5 月 1 日から施行する。ただし、第11条第 1 項第 3 号の改正規定は、平成14年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条を削り、第19条の 2 を第19条とする改正規定については、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年規則第 3 号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条、第 3 条の 2 及び別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第 7 号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この規則の施行前にした改正前の規定に基づく申請等の行為については、改正後の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則（平成16年規則第13号）

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年規則第32号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成16年10月 1 日から施行する。

(建築基準法施行細則の一部改正に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の際第2条の規定による改正前の建築基準法施行細則第22条から第24条までの規定の適用を受けて工事中の建築物に対しては、これらの規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成16年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第20号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第26号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第38号)

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附 則 (平成17年規則第56号)

- この規則は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第11条の規定は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第46号) 抄

この規則は、平成19年3月12日から施行する。

附 則 (平成19年規則第27号) 抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中建築基準法施行細則第3条、第3条の2及び別表第2の7の項の改正規定並びに同表の20の項の次に1項を加える改正規定は、平成19年11月30日から施行する。

- 2 この規則の施行の日前の申請又は通知に係る事務の手数料は、なお従前の例による。

附 則 (平成20年規則第19号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第48号)

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日前の申請又は通知に係る事務の手数料は、なお従前の例による。

附 則 (平成27年規則第48号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にした第2条の規定による改正前の建築基準法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づく申請等の行為については、同条の規定による改正後の建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)の相当規定に基づいてしたものとみなす。

- 3 旧規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

- 4 附則第2項に規定する申請等の行為に係る事務の手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出される報告について適用し、施行日前に提出された報告については、なお従前の例による。

- 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第3項の規定による小荷物専用昇降機等(小荷物専用昇降機又は防火設備で、この規則の施行の際現に存するもの又は施行日から平成29年5月31日までの間に同法第7条第5項若しくは第7条の2第5項(いずれも同法第87条の2において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。)についての報告に係る新規則第12条第3項並びに第13条第4項及び第5項の規定の適用については、施行日から平成31年3月31日までの間に限り、新規則第12条第3項中「1年ごと」とあるのは「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」と、新規則第13条第4項中「毎年度4月から12月まで」とあるのは「平成30年4月1日から同年12月28日まで」と、同条第5項中「検査を実施した年ごとの4月から12月まで」とあるのは「平成30年4月1日から同年12月28日まで」とする。

附 則 (平成28年規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年規則第11号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第10号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にした第2条の規定による改正前の建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づく申請等の行為については、同条の規定による改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づいてしたものとみなす。

3 旧規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年規則第31号）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の建築基準法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

附 則（令和2年規則第50号）

1 この規則は、令和2年9月7日から施行する。ただし、第3条第6項の改正規定（「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改める部分に限る。）並びに第3条の3、附則第3項及び別表第3の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の別表第3の規定は、この規則の公布の日以後の申請に係る手数料について適用する。

附 則（令和3年規則第14号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の建築基準法施行細則別表第2及び第2条の規定による改正後の京都府手数料徴収条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第15号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

○京都府証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備等及び経過措置に関する規則（令和4年規則第33号）抄

第2章 経過措置

（証紙による収入の方法による歳入の徴収に関する経過措置）

第25条 京都府証紙条例を廃止する等の条例（令和4年京都府条例第5号。以下「廃止条例」という。）第1条の規定による廃止前の京都府証紙条例（昭和39年京都府条例第41号）に基づく証紙による収入の方法による使用料及び手数料の徴収（廃止条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる証紙による収入の方法によるものを含む。）については、別段の定めがあるものを除き、廃止条例の施行後も、なお従前の例による。

（現金の還付の請求）

第26条 廃止条例附則第4項の規定により、売りさばき済証紙を返還して現金の還付を受けようとする者は、還付請求書（別記第1号様式）に、返還する売りさばき済証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

（指定売りさばき人であった者からの返還等）

第27条 廃止条例附則第5項の規定により、その保有する売りさばき前の発行済証紙を返還しようとする者は、証紙返還報告書（別記第2号様式）に、返還する発行済証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により発行済証紙の返還を受けたときは、当該返還をした者に対し、当該返還された発行済証紙（著しく汚染し、又は損傷したものを除く。）の価格の合計額から当該合計額に100分の2.2を乗じて得た額を控除した額の現金を還付するものとする。（指定金融機関からの返還等）

第28条 指定金融機関は、交付され、又は売り渡される前の発行済証紙で、廃止条例の施行の際現に保管するものを、廃止条例の施行後、会計管理者に遅滞なく返還しなければならない。

2 前項の規定による返還は、証紙の受払いに関する帳簿その他必要な書類を添えて行うも

のとする。

(その他)

第29条 この規則に定めるもののほか、廃止条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則 (令和4年規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式（以下「新様式」という。）による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

3 廃止条例附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる証紙による収入の方法により使用料及び手数料を徴収する場合におけるこれらの歳入の納付その他の手続については、新様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別記

第1号様式(第26条関係)

還付請求書

年 月 日

京都府知事 様

請求者 住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所
又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕

電話番号

未使用の証紙を返還しますので、京都府証紙条例を廃止する等の条例附則第4項の規定による還付を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 (該当する金融機関の種類に○印を記入してください。)							
支 店 名	支店							
預 金 種 別 (該当する種別に○印を記入してください。)	普通 ・ 当座	口座 番号						
フリガナ								
口座名義人								

第2号様式(第27条関係)

証紙返還報告書

年 月 日

京都府知事 様

報告者(指定売りさばき人)

住 所

氏 名

〔 法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所
又は事業所の所在地及び代表者の氏名
電話番号

京都府証紙条例を廃止する等の条例附則第5項の規定により、下記のとおり売りさばき前の証紙を返還します。
なお、この返還に係るもの以外の売りさばき前の証紙は保有していません。

記

証紙の種類(A)	返還枚数(B)	額面金額の総額(A×B)
1円	枚	円
5円	枚	円
10円	枚	円
30円	枚	円
50円	枚	円
100円	枚	円
200円	枚	円
300円	枚	円
500円	枚	円
1,000円	枚	円
3,000円	枚	円
5,000円	枚	円
10,000円	枚	円
合計	枚	円

附 則（令和5年規則第9号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第24号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

（様式に関する経過措置）

7 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年規則第17号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第24号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第46号）抄

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第54号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条、第3条及び第5条の規定による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第3条―第3条の3、第4条、第11条、第13条、第15条関係）

（平27規則48・追加、平28規則31・令2規則50・令5規則9・令6規則1・令6規則17・令7規則54・一部改正）

1 許可申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物

	(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別
		土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類
	(3) 各階平面図	縮尺及び方位
		間取、各室の用途及び床面積
		壁及び開口部の位置
		工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、機械の種類及び位置
	(4) 2面以上の立面図	縮尺
		開口部の位置
		延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造
	(5) 2面以上の断面図	縮尺
		地盤面
		各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
2	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項
	(2) 用途別概要図（縮尺3,000分の1以上）	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途
3	(1) 1の項に規定する図書	当該図書に係る1の項に規定する明示事項
	(2) 日影図	縮尺及び方位
		敷地境界線
		用途地域等の境界線
		日影時間の異なる区域の境界線
		敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅
		敷地内における建築物の位置
		平均地盤面からの建築物の各部分の高さ
		法第56条の2第1項に規定する水平面（以下「水平面」

		という。) 上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下「測定線」という。）
		建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごと
		に午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状
		建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間
	(3) 日影形状算定表	建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線
		土地の高低
	(4) 平均地盤面算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式
	(4) 平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式
	4	(1) 付近見取図
		方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位
		敷地の境界線
		敷地内における工作物の位置並びに用途及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第138条第4項第2号ロ又はハに掲げるものである場合には、当該工作物と建築物との別を含む。）
	(3) 平面図又は横断面図	縮尺及び主要部分の寸法
	(4) 側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法
	(5) 用途別概要図（縮尺3,000分の1以上）	敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途

2 認定申請の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
2	(1) 1の表の1の項に規定す	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項

	る図書	
	(2) 建築限界を表示する断面図	縮尺、地区計画で定められた建築限界を表示する縦断面図及び横断面図
3	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
	(2) 崖又は擁壁の断面図	縮尺 崖の上端又は下端から建築物までの水平距離 崖の高さ、勾配及び土質 切土又は盛土をする前の地盤面 崖面の保護方法 擁壁の寸法及び勾配 裏込コンクリートの寸法 透水層の位置及び寸法 擁壁を設置する前後の地盤面 基礎地盤の土質 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 水抜き穴の位置及び寸法
4	(1) 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
	(2) 現況図	縮尺及び方位 敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途 敷地周囲の通路及び空地の配置 隣地の土地利用

3 指定申請の添付図書

図書の種類	明示する事項
1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項

4 確認申請の添付図書

図書の種類	明示する事項
1 1の表の1の項に規定する図書	当該図書に係る1の表の1の項に規定する明示事項
2 崖又は擁壁の断面図	縮尺

	崖の上端又は下端から建築物までの水平距離
	崖の高さ、勾配及び土質
	切土又は盛土をする前の地盤面
	崖面の保護方法
	擁壁の寸法及び勾配
	裏込コンクリートの寸法
	透水層の位置及び寸法
	擁壁を設置する前後の地盤面
	基礎地盤の土質
	基礎ぐいの位置、材料及び寸法
	水抜き穴の位置及び寸法

5 定期報告の添付図書

	図書の種類	明示する事項
1	(1) 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	(2) 配置図	縮尺及び方位 敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途 敷地に接する道路の位置及び幅員
	(3) 各階平面図	縮尺及び方位 間取り及び各室の用途 壁の位置、開口部及び防火戸の位置 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造 防火区画及び隔壁の位置 非常口、非常用進入口及び避難施設の位置
2	(1) 1の項の(1)及び(2)に規定する図書	当該図書に係る1の項の(1)及び(2)に規定する明示事項
	(2) 排煙設備等の機械器具の位置図	縮尺及び方位 各階の間取り及び各室の用途 壁の位置 機械器具の種別及び位置 分電盤、配線図及び系統図

	(3) 防火設備等の位置図	縮尺及び方位
		各階の間取り及び各室の用途
		壁の位置
		防火設備の種別及び位置
		連動機構の種別及び位置

6 敷地境界の変更届の添付図書

図書の種類		明示する事項
1	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
2	位置図	縮尺及び方位
		現在の敷地境界線と変更後の敷地境界線との別
		敷地内における建築物の位置
		建築年月日又は確認番号及びその年月日
		建築物の用途、規模及び構造
		敷地の接する道路の位置及び幅員

別表第2（第6条関係）

（平12規則6・追加、平19規則27・平20規則48・一部改正、平27規則48・旧別表第1繰下・一部改正、平29規則11・令元規則3・令元規則31・令3規則14・令6規則17・令6規則24・令6規則46・令7規則54・一部改正）

区分	手数料の名称	手数料の額
1 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 ア 建築物（イに掲げる部分を除く。）に係るもの (ア) 建築物を建築する場合（（イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。） a 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつ	建築物確認申請手数料	

ては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートル以内のもの

(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合

1件につき 9,840円

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 19,680円

(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 17,000円

b 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの

(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合

1件につき 32,830円

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 60,330円

(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合

1件につき 54,120円

c 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に

既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの (a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 d 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの (a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 e 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を	1件につき 41,440円 1件につき 69,650円 1件につき 62,600円 1件につき 68,950円 1件につき 94,090円 1件につき 84,420円	加えた床面積)が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (a) (b)に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 f 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの g 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの h 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの i 当該建築に係る部分の床面積(既存の建築物を増築して当該増築する	1件につき 68,950円 1件につき 94,090円 1件につき 166,540円 1件につき 227,430円 1件につき 405,930円 1件につき 541,350円
---	---	---	---

部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの			(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき 19,680円
j 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき 722,320円		(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき 17,000円
k 当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるもの	1件につき 1,162,740円		b 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	
(イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）			(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき 32,830円
a 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、30平方メートル以内のもの			(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき 60,330円
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき 9,840円		(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき 54,120円
			c 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	
			(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき 41,440円
			(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき 69,650円
			(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき 62,600円

の適合性審査を必要とする場合 d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの (a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 (c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 e 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (a) (b)に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 f 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの g 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の	1件につき 68,950円 1件につき 94,090円 1件につき 84,420円 1件につき 68,950円 1件につき 94,090円 1件につき 166,540円 1件につき 227,430円	床面積）が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの h 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの i 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの j 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの k 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5万平方メートルを超えるもの (ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（（エ）に掲げる場合を除く。） a 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートル以内のもの (a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1件につき 405,930円 1件につき 541,350円 1件につき 722,320円 1件につき 1,162,740円 1件につき 9,840円
--	--	--	---

(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	19,680円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	17,000円
b 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1 件につき	32,830円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	60,330円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	54,120円
c 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1 件につき	41,440円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	69,650円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	62,600円
d 当該移転、修繕、模様替又は用途		

の変更に係る部分の床面積が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1 件につき	68,950円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	94,090円
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	84,420円
e 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
(a) (b)に掲げる場合以外の場合	1 件につき	68,950円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	94,090円
f 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	166,540円
g 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	227,430円
h 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1 件につき	405,930円

i 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1 件につき 541,350円	(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 60,330円
j 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1 件につき 722,320円	(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 54,120円
k 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの	1 件につき 1,162,740円	c 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	
(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合		(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1 件につき 41,440円
a 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、30平方メートル以内のもの		(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 69,650円
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1 件につき 9,840円	(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 62,600円
(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 19,680円	d 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	
(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 17,000円	(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1 件につき 68,950円
b 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		(b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 94,090円
(a) (b)及び(c)に掲げる場合以外の場合	1 件につき 32,830円	(c) 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 84,420円
		e 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	

(a) (b)に掲げる場合以外の場合 (b) 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 f 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの g 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの h 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの i 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの j 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの k 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1が、5万平方メートルを超えるもの イ 建築設備に係るもの (ア) 建築設備を設置する場合（(イ)に掲げる場合を除く。） (イ) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合	1件につき 68,950円 1件につき 94,090円 1件につき 166,540円 1件につき 227,430円 1件につき 405,930円 1件につき 541,350円 1件につき 722,320円 1件につき 1,162,740円 1件につき 24,630円 1件につき 17,130円	(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項及び3の項において「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合 ア 一戸建ての住宅（1棟の建築物からなる1戸の住宅（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の場合 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）の場合	1件につき左欄の(1)に定める額に次の区分に応じ、それぞれに定める額を加えた額 (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 20,800円 (2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超えるもの 21,840円 1件につき左欄の(1)に定める額に次の区分に応じ、それぞれに定める額を加えた額 (1) 当該建築物の床面積が300平方メートル以内のもの 38,490円 (2) 当該建築物の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 66,580円
---	---	---	---

(3) 法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合 ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。）	(3) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 119,640円 (4) 当該建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 181,020円 (5) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 321,480円 (6) 当該建築物の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 547,250円 (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 963,410円 1件につき左欄の(1)に定める額（基準省令第1条第1項第2号イ		(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合にあっては、左欄の(2)に定める額）に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額を加えた額 (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 125,410円 (2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円 (3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000
--	--	--	--

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）	平方メートル以内のもの 174,350円 (4) 当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円 (5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円 (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円 (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 579,720円 1件につき左欄の(1)に定める額（基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合にあっては左欄の(2)に定める額）に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の		審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額を加えた額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートル以内のもの 125,410円 (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以
---	--	--	--

		外の床面積の2分の1を加えた床面積)が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円 (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円 (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの			198,880円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積)が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1(床面積が増加する場合に
--	--	---	--	--	--

ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）	あつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるもの 579,720円 1件につき左欄の(1)に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額を加えた額 (1) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 125,410円 (2) 当該移転、修繕又		は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円 (3) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円 (4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円 (5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円 (6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートル
--	--	--	--

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合	ルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円 (7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの 579,720円 1件につき左欄の(1)に定める額に法第6条の3第1項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額を加えた額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 125,410円 (2) 当該計画の変更			に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円 (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円 (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超
---	---	--	--	--

		え、5 万平方メートル以内のもの 315,610円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの 579,720円					面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円 (3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円 (4) 当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円 (5) 当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円 (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円 (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 579,720円
2 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	構造計算適合性判定手数料	1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 125,410円 (2) 当該建築物の床		イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプ			1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を

ログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (1) 当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの 94,990円 (2) 当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 107,200円 (3) 当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 119,520円 (4) 当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 131,730円 (5) 当該建築物の床	(2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	面積が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 149,500円 (6) 当該建築物の床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 188,490円 (7) 当該建築物の床面積が5万平方メートルを超えるもの 318,720円 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画の変更
--	--	--	---

		に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートル以内のもの 125,410円 (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円 (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以			外の床面積の2分の1を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円 (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの
--	--	--	--	--	--

イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	237,640円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 315,610円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるもの 579,720円 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパ			ンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートル以内のもの 94,990円 (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートル
--	--	--	--	--

		を超え、500平方メートル以内のもの 107,200円 (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 119,520円 (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 131,730円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面			積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 149,500円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 188,490円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に
--	--	--	--	--	--

(3) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。） ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	外の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるもの 318,720円 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (1) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 125,410円 (2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の			1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円 (3) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円 (4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円 (5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円 (6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの
---	--	--	--	---

イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	315,610円 (7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの 579,720円 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (1) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 94,990円 (2) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル			ルを超え、500平方メートル以内のもの 107,200円 (3) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 119,520円 (4) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 131,730円 (5) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 149,500円 (6) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 188,490円
--	---	--	--	---

(4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 ア 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第3号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	(7) 当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの 318,720円 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 125,410円 (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200			平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 149,940円 (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 174,350円 (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,880円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 237,640円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの
--	--	--	--	--

イ 法第20条第1項第2号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第3号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合	315,610円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの 579,720円 1件につき法第6条の3第1項の規定により構造計算適合性判定を求める1の建築物（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額 (1) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートル以内のもの 94,990円 (2) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの			107,200円 (3) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 119,520円 (4) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 131,730円 (5) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 149,500円 (6) 当該計画の変更に係る建築物の床面積の2分の1が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 188,490円 (7) 当該計画の変更に係る建築物の床面
--	--	--	--	--

		積の2分の1が5万平方メートルを超えるもの 318,720円			
3 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査	建築物完了検査申請手数料				
(1) 建築物（(2)に掲げる部分を除く。）に係るもの					
ア 建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（建築にあつては、イに掲げる場合を除く。）					
（ア） 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートル以内のもの		1件につき 19,270円 （法第7条の3第1項の規定による中間検査（以下この項及び4の項において「中間検査」という。）を受けた場合にあつては、17,130円）		1を加えた床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの （エ） 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの （オ） 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの （カ） 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの （キ） 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき 71,750円 （中間検査を受けた場合にあつては、69,610円） 1件につき 128,520円（中間検査を受けた場合にあつては、126,370円） 1件につき 191,700円 円中間検査を受けた場合にあつては、180,990円） 1件につき 292,380円（中間検査を受けた場合にあつては、281,670円）
（イ） 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		1件につき 39,620円 （中間検査を受けた場合にあつては、38,550円）			
（ウ） 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		1件につき 44,980円 （中間検査を受けた場合にあつては、43,910円）			

の (ク) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの (ケ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの (コ) 当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあっては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の2分の1を加えた床面積）が5万平方メートルを超えるもの イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）をした場合 (ア) 一戸建ての住宅（1棟の建築物	1件につき 411,260円（中間検査を受けた場合にあっては、400,550円） 1件につき 511,930円（中間検査を受けた場合にあっては、501,220円） 1件につき 956,400円（中間検査を受けた場合にあっては、945,690円） 1件につき左欄のAに		からなる1戸の住宅（基準省令第1条第1項第2号に規定する住宅をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の場合 (イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）の場合	定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた額 (1) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が200平方メートル以内のもの 8,320円 (2) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が200平方メートルを超えるもの 9,360円 1件につき左欄のAに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた額 (1) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの 16,640円 (2) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 29,130円 (3) 当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が2,000平方
--	---	--	--	--

(ウ) 非住宅建築物（基準省令第1条	メートルを超え、 5,000平方メートル 以内のもの 53,060 円 (4) 当該特定建築行 為に係る住宅部分の 床面積が5,000平方 メートルを超え、 10,000平方メートル 以内のもの 81,150 円 (5) 当該特定建築行 為に係る住宅部分の 床面積が10,000平方 メートルを超え、 25,000平方メートル 以内のもの 144,610円 (6) 当該特定建築行 為に係る住宅部分の 床面積が25,000平方 メートルを超え、 50,000平方メートル 以内のもの 245,530円 (7) 当該特定建築行 為に係る住宅部分の 床面積が50,000平方 メートルを超えるも の 432,800円 1件につき左欄のAに	第1項第1号に規定する非住宅建築物 をいう。)の場合	定める額と次の区分に 応じそれぞれに定める 額とを加えた額 (1) 当該特定建築行 為に係る非住宅部分 （建築物省エネ法第 11条第1項に規定す る非住宅部分をい う。以下この項にお いて同じ。）の床面 積が300平方メート ル以内のもの 44,730円（基準省令 第10条第1号に規定 する工場等の用途の みに供する建築物 （以下この項におい て「工場等建築物」 という。）にあつて は、9,360円） (2) 当該特定建築行 為に係る非住部分の 床面積が300平方メ ートルを超え1,000 平方メートル以内の もの 57,220円（工 場等建築物にあつて は、13,520円） (3) 当該特定建築行 為に係る非住宅部分 の床面積が1,000平
--------------------	---	---------------------------------------	---

		方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 75,940円（工場等建築物にあつては、19,760円） (4) 当該特定建築物為に係る非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 122,760円（工場等建築物にあつては、48,890円） (5) 当該特定建築物為に係る非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 160,220円（工場等建築物にあつては、74,900円） (6) 当該特定建築物為に係る非住宅部分の床面積が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの 193,510円（工場等建築物にあつては、92,590円）			
			(エ) 複合建築物の場合		(7) 当該特定建築物為に係る非住宅部分の床面積が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 226,800円（工場等建築物にあつては、114,440円） (8) 当該特定建築物為に係る非住宅部分の床面積が5万平方メートルを超えるもの 293,390円（工場等建築物にあつては、160,220円） 1件につき左欄の(イ)に定める額と同欄の(ウ)に定める額とを合計した額 1件につき 33,200円
	(2) 建築設備に係るもの				
4	法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査	建築物中間検査申請手数料			
	(1) 中間検査を行う部分の床面積が30平方メートル以内のもの				1件につき 17,130円
	(2) 中間検査を行う部分の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの				1件につき 37,480円
	(3) 中間検査を行う部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの				1件につき 41,760円

(4) 中間検査を行う部分の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		1 件につき 59,970円
(5) 中間検査を行う部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの		1 件につき 111,380円
(6) 中間検査を行う部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		1 件につき 176,710円
(7) 中間検査を行う部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		1 件につき 247,400円
(8) 中間検査を行う部分の床面積が5,000平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの		1 件につき 287,020円
(9) 中間検査を行う部分の床面積が 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの		1 件につき 463,740円
(10) 中間検査を行う部分の床面積が 5 万平方メートルを超えるもの		1 件につき 810,740円
5 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査	国等建築物確認手数料	
(1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合		1 の項の(1)に定める額
(2) 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を行う場合		1 の項の(2)に定める額
(3) 法第18条第5項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合		1 の項の(3)に定める額
6 法第18条第5項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定	国等構造計算適合性判定手数料	2 の項に定める額

7 法第18条第21項の規定による国等の建築物の完了検査	国等完了検査手数料	
(1) 建築物（(2)に掲げる部分を除く。）に係るもの		3 の項の(1)に定める額
(2) 建築設備に係るもの		3 の項の(2)に定める額
8 法第18条第29項の規定による国等の建築物の中間検査	国等中間検査手数料	4 の項に定める額

別表第3（第6条関係）

（平12規則6・追加、平15規則22・平16規則3・平17規則34・平19規則27・平20規則48・一部改正、平27規則48・旧別表第2線下・一部改正、平30規則10・平30規則46・令元規則3・令元規則31・令2規則50・令4規則31・令5規則9・令6規則17・令6規則46・令7規則54・一部改正）

事務	手数料の名称	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1 件につき 128,520円
1 の2 法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定の申請に対する審査	道の位置の指定申請手数料	1 件につき 53,550円
1 の3 法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	1 件につき 28,910円
2 法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	1 件につき 35,340円
3 法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	1 件につき 35,340円

4 法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査	道路内における建築認定申請手数料	1件につき 28,910円
5 法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	1件につき 171,360円
6 法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面線外における建築許可申請手数料	1件につき 171,360円
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査 (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 (2) 法第48条第16項第1号の規定による特例許可を受けた建築物の増築等をする場合 (3) 法第48条第16項第2号の規定による日常生活に必要な政令で定める建築物に、住居の環境の悪化を防止するための国土交通省令で定める措置を講じる場合	用途地域等における建築等許可申請手数料	1件につき 192,780円 1件につき 128,520円 1件につき 171,360円
8 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等敷地許可申請手数料	1件につき 171,360円
9 法第52条第6項第3号の規定による容積率に関する認定の申請に対する審査	容積率の認定申請手数料	1件につき 28,910円

9の2 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	容積率の特例許可申請手数料	1件につき 171,360円
9の3 法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	建蔽率の特例許可申請手数料	1件につき 171,360円
10 法第53条第6項第3号の規定による建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 35,340円
11 法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	建築物の敷地面積の許可申請手数料	1件につき 171,360円
12 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定申請手数料	1件につき 28,910円
13 法第55条第3項又は第4項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの許可申請手数料	1件につき 171,360円
14 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 171,360円
15 法第57条第1項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,910円
15の2 法第57条の2第1項の規定による特例容積率の限度の指定の申請に対する審査 (1) 敷地の数が2である場合 (2) 敷地の数が3以上である場合	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料	1件につき 83,530円 1件につき 83,530円 に2を超える敷地

		の数に 29,980円 を乗じて 得た額を 加算した 額
15の3 法第57条の3第1項の規定による特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	1件につき 6,840円に 現に存する敷地の数に 12,850円 を乗じて 得た額を 加算した 額
15の4 法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 171,360円
16 法第58条第2項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの許可申請手数料	1件につき 171,360円
17 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 171,360円
17の2 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申	1件につき 171,360円

	請手数料	
18 法第59条の2第1項の規定による建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき 171,360円
18の2 法第67条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積の最低限度又は同条第5項第2号の規定による建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度又は建築物の壁面の位置に関する特例の許可申請手数料	1件につき 171,360円
18の3 法第67条第9項第2号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に関する許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 171,360円
18の4 法第68条第1項第2号の規定による建築物の高さ、同条第2項第2号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第3項第2号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する特例の許可申請手数料	1件につき 171,360円
18の5 法第68条第5項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,910円
19 法第68条の3第1項の規定による容積率、同条第2項の規定による建蔽率又は同条第3	再開発等促進区又は沿道再開発等促	1件につき 28,910円

項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	進区の区域における容積率、建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
20 法第68条の3第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき 171,360円
20の2 法第68条の3第7項の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区における用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,910円
21 法第68条の4第1項の規定による容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における公共施設の整備状況に応じた容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 28,910円
22 法第68条の5の3第2項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき 171,360円
23 法第68条の5の5第1項の規定による容積率又は同条第2項の規定による高さの特例に	地区計画等の区域における容積率又	1件につき 28,910円

係る認定の申請に対する審査	は高さの特例に係る認定申請手数料	
24 法第68条の5の6第1項の規定による建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査	地区計画等の区域における建蔽率の特例に係る認定申請手数料	1件につき 28,910円
25 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 171,360円
26 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 (1) 仮設の期間が3箇月以内の場合 (2) その他の場合	仮設建築物建築許可申請手数料(存続期間1年以内)	1件につき 64,260円 1件につき 128,520円
26の2 法第85条第7項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料(存続期間1年超)	1件につき 171,360円
27 法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1又は2である場合 (2) 建築物の数が3以上である場合	総合的設計等による一団地の建築物の特例認定申請手数料	1件につき 83,530円 1件につき 83,530円 に2を超える建築物の数に29,980円を乗じて得た額を加算した額
28 法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計	

(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	による建築物の特例認定申請手数料	1件につき 83,530円 1件につき 83,530円 に1を超える建築物の数に 29,980円 を乗じて 得た額を 加算した 額
28の2 法第86条第3項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物の数が1又は2である場合 (2) 建築物の数が3以上である場合	総合的設計等による敷地内に広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料	1件につき 235,620円 1件につき 235,620円 に2を超える建築物の数に 29,980円 を乗じて 得た額を 加算した 額
28の3 法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料	1件につき 235,620円 1件につき 235,620円 に1を超える建築物の数に

		物の数に 29,980円 を乗じて 得た額を 加算した 額
29 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査 (1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	1件につき 83,530円 1件につき 83,530円 に1を超える建築物の数に 29,980円 を乗じて 得た額を 加算した 額
29の2 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料	1件につき 235,620円 1件につき 235,620円 に1を超える建築物の数に

イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 69,650円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 62,600円
(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1 件につき 68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 94,090円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 84,420円
(5) 当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	
ア イに掲げる場合以外の場合	1 件につき 68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき 94,090円
(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき 166,540円
(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき 227,430円
(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1 件につき 405,930円
(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1 件につき 541,350円
(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1 件につき 722,320円

トルを超え、5万平方メートル以内のもの		円
(11) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの		1 件につき 1,162,740円
31の3 法第86条の8第3項の規定による既存の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	既存の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料	
(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1 件につき 9,840円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき 19,680円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき 17,000円
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1 件につき 32,830円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき 60,330円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき 54,120円
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1 件につき 41,440円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき 69,650円

する場合		
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	62,600円
(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1 件につき	68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	94,090円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	84,420円
(5) 当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		
ア イに掲げる場合以外の場合	1 件につき	68,950円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	94,090円
(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき	166,540円
(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき	227,430円
(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1 件につき	405,930円
(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1 件につき	541,350円
(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1 件につき	722,320円
(11) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの	1 件につき	

トルを超えるもの		1,162,740円
31の4 法第87条の2第1項の規定による既存の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	
(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1 件につき	9,840円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	19,680円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	17,000円
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1 件につき	32,830円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	60,330円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	54,120円
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1 件につき	41,440円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	69,650円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1 件につき	62,600円

4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		
(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	1件につき	68,950円
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合	1件につき	94,090円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合	1件につき	84,420円
(5) 当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1件につき	68,950円
ア イに掲げる場合以外の場合	1件につき	94,090円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		
(6) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1件につき	166,540円
(7) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1件につき	227,430円
(8) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1件につき	405,930円
(9) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1件につき	541,350円
(10) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1件につき	722,320円
(11) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの	1件につき	1,162,740円
31の5 法第87条の2第2項において準用する	既存の一の建築物	

法第86条の8第3項の規定による既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定変更申請手数料	
(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1件につき 9,840円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき 19,680円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき 17,000円
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1件につき 32,830円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき 60,330円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき 54,120円
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合		1件につき 41,440円
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき 69,650円
ウ 木造の建築物に係る法第20条第1項第4号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1件につき 62,600円

3 項の規定による国等の建築設備の設置等に関する通知に対する審査	手数料	
37 法第87条の4において準用する法第18条第21項の規定による国等の建築設備の完了検査	国等建築設備完了検査手数料	33の項に定める額
38 法第88条において準用する法第18条第3項の規定による国等の工作物の設置等に関する通知に対する審査	国等工作物確認手数料	34の項に定める額
39 法第88条において準用する法第18条第21項の規定による国等の工作物の完了検査	国等工作物完了検査手数料	35の項に定める額
40 令第137条の12第6項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,910円
41 令第137条の12第7項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	道路内における建築の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,910円
42 令第137条の16第2号の規定による移転の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物の移転の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,910円

別表第4（第19条関係）

（平12規則40・追加、平16規則13・平17規則20・平17規則38・平17規則56・平18規則46・一部改正、平27規則48・旧別表第3繰下）

区域	垂直積雪量
1 亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村	0.3メートル
2 福知山市（字雲原、字天座、字坂浦、字下野条、字上野条、字行積、字上佐々木、字中佐々木、字下佐々木、字喜多、字長尾、字一の宮、字日尾、字大呂並びに平成17年12月31日における夜久	0.5メートル

野町及び大江町の区域を除く。）、南丹市（同日における日吉町の区域に限る。）及び京丹波町（仏主、上乙見、下乙見、篠原、下栗野、細谷、西河内、上栗野、大迫、塩谷、長瀬、升谷、中山、市場、大倉、本庄、小畑、坂原、中、角、広瀬、才原、安栖里、稲次、出野、広野、大簾を除く。）	
3 綾部市（老富町、光野町、故屋岡町、五泉町、睦寄町、五津合町、八津合町を除く。）	0.7メートル
4 舞鶴市、福知山市（平成17年12月31日における夜久野町及び大江町の区域に限る。）及び京丹波町（仏主、上乙見、下乙見、篠原、下栗野、細谷、西河内、上栗野、大迫、塩谷、長瀬、升谷、中山、市場、大倉、本庄、小畑、坂原、中、角、広瀬、才原、安栖里、稲次、出野、広野、大簾に限る。）	0.9メートル
5 福知山市（字雲原、字天座、字坂浦、字下野条、字上野条、字行積、字上佐々木、字中佐々木、字下佐々木、字喜多、字長尾、字一の宮、字日尾、字大呂に限る。）、綾部市（老富町、光野町、故屋岡町、五泉町、睦寄町、五津合町、八津合町に限る。）、宮津市（字田原、字日ヶ谷、字大島、字外垣、字岩ヶ鼻、字長江、字木子、字東野、字松尾、字上世屋、字下世屋、字奥波見、字中波見、字里波見、字畑を除く。）、南丹市（美山町芦生、美山町佐々里、美山町田歌、美山町白石、美山町江和、美山町知見、美山町下、美山町中、美山町北、美山町南、美山町河内谷、美山町福居、美山町豊郷、美山町盛郷、美山町鶴ヶ岡、美山町高野並びに平成17年12月31日における園部町、八木町及び日吉町の区域を除く。）及び与謝野町	1.1メートル
6 宮津市（字田原、字日ヶ谷、字大島、字外垣、字岩ヶ鼻、字長江、字木子、字東野、字松尾、字上世屋、字下世屋、字奥波見、字中波見、字里波見、字畑に限る。）、京丹後市、南丹市（美山町芦生、美山町佐々里、美山町田歌、美山町白石、美山町江和、美山町知見、美山町下、美山町中、美山町北、美山町南、美山町河内谷、美山町福居、美山町豊郷、美山町盛郷、美山町鶴ヶ岡、美山町高野に限る。）及び伊根町	1.5メートル

別記第1号様式(第3条、第4条関係)

工場、作業場及び危険物調書										
1 工場等 関係事項	業種		作業場		床面積					
			申請部分	㎡	申請以外の部分	㎡	合計	㎡		
	原料名		1日の処理量		製品名		1日の製品量			
	設備	機械の種類	機械の台数		原動機の出力等					
			新(増)設	既設	計	新(増)設	既設	計		
			台	台	台	kw(台)	kw(台)	kw(台)		
	作業方法	合計	台	台	台	kw(台)	kw(台)	kw(台)		
	2 危険関係 物事項		種類	使途	最大貯蔵量	1日の最大処理量				
		申請部分								
申請以外の部分										
合計										
3 参考事項										

- 注 1 1の「業種」欄は、工場の業態を分かりやすく記入してください。
- 2 1の「原料名」欄は、工場に搬入される時の状態の原料の品名を記入してください。
- 3 1の「原動機の出力等」欄は、出力及び台数を記入してください。
- 4 1の「作業方法」欄は、作業工程の順に従って具体的に記入してください(外注部分は、その旨を明示してください。)。
- 5 3の欄は、工場設置年月日、建築物の現在までの確認及び許可の有無並びに令第116条第3項の規定による危険物の数値の比率等を記入してください。

第2号様式(第3条の2関係)

認定申請書

建築基準法施行令第 条 第 項第 号
建築基準法施行条例第 条 第 項第 号 の規定による認定を申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

京都府知事 様
(土木事務所長)

申請者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 申請者	(1) 氏 名			
	(2) 住 所	〒 —		
	(3) 電 話 番 号			
2 設 計 者	(1) 資 格	()建築士 ()登録第 号		
	(2) 氏 名			
	(3) 建築士事務所名	()建築士事務所()知事登録第 号		
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所	〒 —		
	(5) 電 話 番 号			
3 敷 地	(1) 地 名 地 番			
	(2) 用 途 地 域 等			
	(3) 防 火 地 域	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし	(4) その他の区域、地域、地区又は街区	
	(5) 敷 地 面 積	㎡		
	4 建築物の概要	(1) 主 要 用 途		
		計 画 部 分	既 存 部 分	合 計
(2) 建 築 面 積		㎡	㎡	㎡
(3) 延 べ 面 積		㎡	㎡	㎡
(4) 最 高 の 高 さ		m	m	
(5) 階 数				
(6) 構 造				
5 申請の理由				
6 工事着手予定年月日		7 工事完了予定年月日		

- 注 1 申請者の数が2以上のときは、1の欄は、代表となる申請者について記入し、別紙として他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
- 2 2の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
- 3 3の(3)の欄は、該当する□(建築物の敷地が2以上の区分にわたるときは、該当する全ての□)にレ印を付けてください。
- 4 3の(4)の欄は、3の(3)の欄に掲げる地域以外で、該当する区域、地域、地区又は街区(建築物の敷地が2以上の区域等にわたるときは、該当するそれぞれの区域等)を記入してください。

第3号様式(第3条の2、第4条関係)

既存建築物調査	
1 調査者	(1) 資 格 () 建築士 () 登録第 号
	(2) 氏 名
	(3) 建築士事務所名 () 建築士事務所() 知事登録第 号
	(4) 建築士事務所の所在地又は調査者の住所 〒 —
	(5) 電 話 番 号
2 確認済証交付	☐ あり(年 月 日 第 号) ☐ なし(完成時期 年 月)
3 検査済証交付	☐ あり(年 月 日 第 号) ☐ なし
4 状況報告事項	(1) 集 団 規 定 ☐ 適法 ☐ 既存不適格 既存不適格条項(内容及び基準時)
	(2) 構造耐力関係規定 ☐ 適法 ☐ 既存不適格 既存不適格条項(内容及び基準時)
	(3) 上記以外の規定 ☐ 適法 ☐ 既存不適格 既存不適格条項(内容及び基準時)
	5 増改築等の履歴
	6 劣化状況

- 注 1 1の(3)の欄は、調査者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
- 2 2の欄から4の欄までは、該当する□にレ印を付けてください。
- 3 4の欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めたとおりです。
- (1) 集団規定 建築基準法第3章の規定をいいます。
- (2) 構造耐力関係規定 建築基準法第20条の規定をいいます。
- (3) 既存不適格 建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物が同法第3条第2項の規定の適用を受けていることをいいます。
- (4) 基準時 建築基準法施行令第137条に規定する基準時をいいます。
- 4 既存建築物の平面図及び配置図(増改築の履歴がある場合は、それぞれ当該部分を示したもの)を添付してください。

第4号様式(第3条の2、第4条関係)

崖に近接する建築物調査										
1 工 事 種 別	新築・増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替									
2 崖 の 高 さ	■									
3 崖の上端又は下端から建築物までの水平距離	上端から	■								
	下端から	■								
4 条例第6条第1項ただし書の適用	(1) ア 土質、勾配及び安定した地盤	土質		勾配		高さ	■			
		土質試験等及び地盤の安定計算結果 : 別添のとおり								
	イ 擁 壁	築 造 年 月	年 月							
		構造		高さ	■	延長	■			
	現況調査の概要	調査者	資格氏名 住所 〒 —							
		調査年月日	年 月 日							
		調査方法及び結果								
	ウ 建築物の基礎の種別									
	エ 衝撃を遮る外壁等及び門又は塀の構造の概要									
	オ 知事が安全上支障がないと認める崖又は建築物の安全措置の概要									
(2) ア 区 域 名	(区域番号)									
	イ 自然現象の種類									
5 許可関係			許 可 年 月 日	許 可 番 号	検 査 済 証 年 月 日					
	(1) 都 市 計 画 法									
	(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法(旧宅地造成等規制法を含む。)									

- 注 1 1の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 4の(1)の欄は、建築基準法施行条例第6条第1項第1号に該当する場合に、同号アからオまでのうち該当するものに相当する記号を○で囲むとともに、それぞれ該当する項目に必要な事項を記入してください。なお、次に該当する場合は、それぞれに定めるところにより記入又は図書の添付をしてください。
- (1) イを○で囲んだ場合は、現況写真を添付するとともに、「調査者」欄には、調査者が建築士の場合は、「資格」に一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号を、「住所」に一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別、登録番号、建築士事務所名及び事務所の所在地(調査者が建築士事務所に属していない場合は、調査者の住所)をそれぞれ記入してください。
- (2) エを○で囲んだ場合は、崖の崩壊による衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法であることの確認に必要な図書を添付してください。
- (3) オを○で囲んだ場合は、安全上支障がないことの確認に必要な図書を添付してください。
- 3 4の(2)の欄は、建築基準法施行条例第6条第1項第2号に該当する場合に、該当する土砂災害特別警戒区域について記入してください。
- 4 5の欄は、許可を受けて崖の工事が行われた場合にのみ記入してください。

第5号様式(第3条の4関係)

建築協定(変更)認可申請書

建築基準法第 条 第 項の規定により、建築協定の(変更)認可を申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

土木事務所長 様

申請者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 申請者	(1) 氏 名				
	(2) 住 所	〒 —			
	(3) 電 話 番 号				
2 協 定 区 域	(1) 地 名 地 番				
	(2) 用 途 地 域 等				
	(3) 防 火 地 域	☐ 防 火 地 域 ☐ 準防火地域 ☐ 指 定 な し	(4) その他の区域、地域、 地区又は街区		
	(5) 協定区域の面積	㎡			
	(6) 協定区域の現況				
3 協定事項の概要					
4 有 効 期 間	許可の日から 年				
5 土地の所有者等 の人数	(1) 土地の所有 権者	(2) 建築物の所有を目的とする ア 地上権者 イ 賃借権者	(3) 法第77条の規定に よる建築物の借主	(4) 合 計	
	人	人	人	人	人
6 建築協定区域 隣接地の概要	(1) 面 積	㎡	(2) 区画数	区画	(3) 土地の所有者等 人
※ 受 付 欄 ※ 備考					
(市町村)		(土木事務所)			

- 注 1 申請者の数が2以上のときは、1の欄は、代表となる申請者について記入し、別紙として他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
- 2 2の(3)の欄は、該当する□(協定区域が2以上の区分にわたるときは、該当する全ての□)にレ印を付けてください。
- 3 2の(4)の欄は、2の(3)の欄に掲げる地域以外で、該当する区域、地域、地区又は街区(協定区域が2以上の区域等にわたるときは、該当するそれぞれの区域等)を記入してください。
- 4 3の欄は、具体的に記入してください。
- 5 6の欄は、建築協定区域隣接地を定める場合にのみ記入してください。
- 6 ※印のある欄には、記入しないでください。

第6号様式(第3条の4関係)

建築協定廃止認可申請書

建築基準法第 条第 項の規定により、建築協定の廃止の認可を申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

土木事務所長 様

申請者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 申請者	(1) 氏 名		
	(2) 住 所	〒 —	
	(3) 電 話 番 号		
2 建 築 協 定 の 名 称			
3 協 定 区 域	(1) 地 名 地 番		
	(2) 協定区域の面積	㎡	
4 有 効 期 間	許可の日から 年		
5 許可年月日及び 番号	年 月 日 第 号		
6 協定事項の概要			
※ 受 付 欄 ※ 備考			
(市町村)		(土木事務所)	

- 注 1 申請者の数が2以上のときは、1の欄は、代表となる申請者について記入し、別紙として他の申請者についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
- 2 6の欄は、具体的に記入してください。
- 3 ※印のある欄には、記入しないでください。

第7号様式(第3条の5関係)

借地権消滅等届

建築基準法第74条の2の規定により、同条 第1項 第2項 の規定に該当する旨を届け出ます。

この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

土木事務所長

様

年 月 日

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 届 出 者	(1) 氏 名				
	(2) 住 所	〒 ー			
	(3) 電 話 番 号				
2 建 築 協 定 の 名 称					
3 認 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号			
4 該 当 す る に 至 つ た 年 月 日		年 月 日			
5 該 当 す る 土 地 の 地 名 地 番					
6 該 当 す る 土 地 の 面 積		㎡			
7 該 当 す る 土 地 の 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名					
※ 受 付 欄		※ 備考			
(市 町 村)		(土 木 事 務 所)			

- 注 1 届出書の本文は、「第1項」又は「第2項」のうち不要のものを抹消してください。
- 2 届出者の数が2以上のときは、1の欄は、代表となる届出者について記入し、別紙として他の届出者についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
- 3 ※印のある欄には、記入しないでください。

第8号様式(第3条の6関係)

建築協定加入届

建築基準法第75条の2 第1項 第2項 の規定により、建築協定に加入する旨を届け出ます。

この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

土木事務所長

様

年 月 日

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 届 出 者	(1) 氏 名				
	(2) 住 所	〒 ー			
	(3) 電 話 番 号				
2 建 築 協 定 の 名 称					
3 認 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号			
4 届 出 に 係 る 土 地 の 地 名 地 番					
5 届 出 に 係 る 土 地 の 所 有 権 者 等 の 人 数	(1) 土 地 の 所 有 権 者	(2) 建 築 物 の 所 有 を 目 的 と す る ア 地 上 権 者 イ 賃 借 権 者	(3) 法 第 77 条 の 規 定 に よ る 建 築 物 の 借 主	(4) 合 計	
	人	人	人	人	人
6 参 考 事 項					
※ 受 付 欄		※ 備考			
(市 町 村)		(土 木 事 務 所)			

- 注 1 届出書の本文は、「第1項」又は「第2項」のうち不要のものを抹消してください。
- 2 届出者の数が2以上のときは、1の欄は、代表となる届出者について記入し、別紙として他の届出者についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
- 3 ※印のある欄には、記入しないでください。

第9号様式(第3条の7関係)

建築協定の効力発生届

建築基準法施行細則第3条の7の規定により、建築協定の効力を有することとなつた旨を届け出ます。
この届出書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

土木事務所長

様

年 月 日

届出者氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 届 出 者	(1) 氏 名	
	(2) 住 所	〒 —
	(3) 電 話 番 号	
2 建 築 協 定 の 名 称		
3 認 可 年 月 日 及 び 番 号		
4 効力を有することとなつた年月日		
5 効 力 発 生 に 係 る 土 地 の 地 名 地 番		
6 所 有 者 等 の 住 所 及 び 氏 名		
※ 受 付 欄		※ 備考
(市 町 村)		(土 木 事 務 所)

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

第10号様式(第4条関係)

し尿浄化槽設備概要

※ 容量査定 人

1 設 置 場 所			
2 建 築 物 の 用 途			
3 浄化槽工事施工者の住所・氏名			
4 令第32条第1項の区域	(1) 衛生上特に支障のある区域	(2) 衛生上特に支障がない区域	(3) その他の区域
5 用途別処理対象人員算定基準	算定式	算定人員 人	
6 汚 水 排 水	(1) 自然排水 (2) 動力排水	管径 cm	管勾配 1/
7 放 流 場 所			
8	構 造		
昭和55年建設省告示第1292号該当条項		評定年月日・番号	
型 式	型 式		
単 独 処 理	合 併 処 理		
(1) 分離接触ばつ気方式	(1) 回転板接触方式	(1) 長時間ばつ気方式	
(2) 分離ばつ気方式	(2) 接触ばつ気方式	(2) 標準活性汚泥方式	
	(3) 散水ろ床方式		
沈 殿 分 離 室	m ³	沈 殿 分 離 槽	水深 m m ³ ス ク リ ー ン m ³

接 触 ば っ 気 室		(うち 第 1 室)		沈 砂 槽		
ば っ 気 室		ス ク リ ー ン		流 量 調 整 槽		
沈 殿 室		流 量 調 整 槽	m	ば っ 気 槽	水深 m	
消 毒 室		回 転 板 接 触 槽		沈 殿 槽	m	
		接 触 ば っ 気 槽	m	消 毒 槽		
(3) 散水ろ床方式		(うち 第 1 室)		汚泥濃縮貯留槽		
多 室 型		散 水 ろ 床	m	汚 泥 濃 縮 槽		
(うち第1室)		沈 殿 槽	m	汚 泥 貯 留 槽		
変形多室型		消 毒 槽				
(うち消化室)		汚 泥 濃 縮 貯 留 槽				
散 水 ろ 床		汚 泥 濃 縮 槽				
消 毒 槽		汚 泥 貯 留 槽				
検 査 孔	内径 cm 箇所 ふた 製					
送 風 機						
送 気 孔	×	排 気 管	材質	高さ		
	cm	cm	管径			
消 毒 装 置				備 蓄 日 数		
9 備 考						

注 1 5の欄は、算定床面積の合計、定員等を用道別に記入してください。

- 2 添付図面は、配膳図(排水系路を示すもの)、建築物平面図、浄化槽構造図等を添付してください。
- 3 この様式により難しい場合は、別紙により容量等を示す図書を添付してください。
- 4 捺印のある欄には、記入しないでください。

第11号様式(第5条関係)

建築主等変更届

建築基準法施行細則第5条第1項の規定により、建築主等の変更を届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 様
建築副主事

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号		
2 敷地の地名地番			
3 変更の理由			
4 建築主等	変更前	氏名 住所 〒 —	電話番号
	変更後	氏名 住所 〒 —	電話番号
5 工事監理者	変更前	資格()建築士 ()登録第 号 氏名 建築士事務所名 ()建築士事務所()知事登録第 号 建築士事務所の所在地又は工事監理者の住所 〒 — 電話番号	
	変更後	資格()建築士 ()登録第 号 氏名 建築士事務所名 ()建築士事務所()知事登録第 号 建築士事務所の所在地又は設計者の住所 〒 — 電話番号	
6 工事施工者	変更前	氏名 営業所名 建設業の許可()第 号 営業所の所在地 〒 — 電話番号	
	変更後	氏名 営業所名 建設業の許可()第 号 営業所の所在地 〒 — 電話番号	

注 1 建築主等に変更がある場合の届出は、変更後の建築主等が行ってください。
2 4の欄から6の欄までは、変更があつた項目に係る欄にのみ記入してください。

第12号様式(第5条関係)

工事監理者 選定届
工事施工者

建築基準法施行細則第5条第2項の規定により、 工事監理者 工事施工者 を定めた旨を届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事 様
建築副主事

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号		
2 敷地の地名地番			
3 工事監理者	資格()建築士 ()登録第 号 氏名 建築士事務所名 ()建築士事務所()知事登録第 号 建築士事務所の所在地又は工事監理者の住所 〒 — 電話番号		
4 工事施工者	氏名 営業所名 建設業の許可()第 号 営業所の所在地 〒 — 電話番号		

注 届出書の名称及び本文は、「工事監理者」又は「工事施工者」のうち不要のものを抹消してください。

第13号様式(第9条関係)

取りやめ届

建築基準法施行細則第9条の規定により、工事又は用途変更を取りやめた旨を届け出ます。

この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事
建築副主事 様

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 届 出 者	(1) 氏 名	
	(2) 住 所	〒 —
	(3) 電話番号	
2 工事又は用途変更を取りやめた年月日	年 月 日	
3 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号	
4 敷 地 の 地 名 地 番		
5 建 築 物 の 用 途		
6 取 り や め た 部 分	建築面積 延べ面積 m ² m ²	
7 取 り や め た 理 由		

第14号様式(第15条関係)

敷地変更届

建築基準法施行細則第15条の規定により、敷地の境界の変更を届け出ます。
この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

土木事務所長 様

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 変更しようとする者	(1) 氏 名			
	(2) 住 所	〒 —		
	(3) 電 話 番 号			
2 設 計 者	(1) 資 格	()建築士	()登録第	号
	(2) 氏 名			
	(3) 建築士事務所名	()建築士事務所()知事登録第	号	
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所	〒 —		
	(5) 電 話 番 号			
3 確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号			
4 検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 第 号			
5 敷 地 の 地 名 地 番				
6 敷 地 境 界 の 表 示 方 法				
7 敷 地 面 積	変 更 前	変 更 後	※	地 域
	m ² m ² m ²	m ² m ² m ²		
8 建 築 面 積	m ² m ² m ²	m ² m ² m ²	※ 建 蔽 率	
9 延 べ 面 積	m ² m ² m ²	m ² m ² m ²	※ 容 積 率	
10 変 更 の 理 由				

注 1 届出者の数が2以上のときは、1の欄は、代表となる届出者について記入し、別紙として他の届出者についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
2 2の欄は、変更後の図面を作成した者について記入してください。
3 2の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
4 3の欄及び4の欄は、直近の処分について記入してください。
5 4の欄は、検査済証の交付がない場合は、その旨を記入してください。
6 6の欄は、変更しようとする境界について記入してください。
7 7の欄から9の欄までは、変更しようとする敷地についてそれぞれ記入してください。
8 ※印のある欄には、記入しないでください。

第15号様式(第17条関係)

道路の位置の指定
指定変更
指定取消

申請書

建築基準法施行細則第17条第1項の規定により、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定
指定変更
指定取消
を申請します。

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

土木事務所長 様

申請者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 築造主	(1) 氏名			
	(2) 住所	〒	—	
	(3) 電話番号			
2 設計者	(1) 資格	()建築士	()登録第	号
	(2) 氏名			
	(3) 建築士事務所名	()建築士事務所()知事登録第	号	
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所	〒	—	
	(5) 電話番号			
3 工事施工者	(1) 氏名			
	(2) 営業所名	建設業の許可()第 号		
	(3) 営業所の所在地	〒	—	
	(4) 電話番号			
4 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番				
5 用途地域等				
6 防火地域	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし	7 その他の区 域、地域、地区又は街区		
8 都市計画道路	有・無	9 土地区画整理地区名		
10 指定を受け、又は変更し、若しくは指定の取消しをしようとする道路	幅員	延長	合計	11 明示方法 型側溝による。
	m	m	総延長	12 其他必要な事項
			m	
13 工事着手予定年月日			14 工事完了予定年月日	

- 注 1 申請書の名称及び本文は、「指定」、「指定変更」又は「指定取消」のうち不要のものを抹消してください。
- 2 築造主の数が2以上のときは、1の欄は、代表となる築造主について記入し、別紙として他の築造主についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
- 3 2の欄は、指定を受け、又は変更し、若しくは指定の取消しをしようとする道路の図面を作成した者について記入してください。
- 4 2の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
- 5 6の欄は、該当する□(道路の敷地が2以上の区分にわたるときは、該当する全ての□)にレ印を付けてください。
- 6 7の欄は、6の欄に掲げる地域以外で、該当する区域、地域、地区又は街区(道路の敷地が2以上の区域等にわたるときは、該当するそれぞれの区域等)を記入してください。
- 7 8の欄は、該当するものを○で囲んでください。

第16号様式(第18条関係)

私道の 変更
廃止 届

建築基準法施行細則第18条第1項の規定により、変更又は廃止の制限を受ける私道の 変更
廃止 をする旨を届け出ます。

この届出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

京都府知事 様

届出者氏名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 所有者	(1) 氏名			
	(2) 住所	〒	—	
	(3) 電話番号			
2 管理者	(1) 氏名			
	(2) 住所	〒	—	
	(3) 電話番号			
3 設計者	(1) 資格	()建築士	()登録第	号
	(2) 氏名			
	(3) 建築士事務所名	()建築士事務所()知事登録第	号	
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所	〒	—	
	(5) 電話番号			
4 工事施工者	(1) 氏名			
	(2) 営業所名	建設業の許可()第 号		
	(3) 営業所の所在地	〒	—	
	(4) 電話番号			
5 変更し、又は廃止しようとする道路の敷地の地名地番				
6 用途地域等				
7 防火地域	☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし	8 その他の区 域、地域、地区又は街区		
9 都市計画道路	有・無	10 土地区画整理地区名		
11 変更し、又は廃止しようとする道路	幅員	延長	合計	
	m	m	総延長	
				m
12 工事着手予定年月日			13 工事完了予定年月日	

- 注 1 届出書の名称及び本文は、「変更」又は「廃止」のうち不要のものを抹消してください。
- 2 所有者の数が2以上又は管理者の数が2以上のときは、それぞれ1の欄又は2の欄は、代表となる者について記入し、別紙として他の者についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
- 3 3の欄は、変更又は廃止をしようとする私道の図面を作成した者について記入してください。
- 4 3の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
- 5 7の欄は、該当する□(私道の敷地が2以上の区分にわたるときは、該当する全ての□)にレ印を付けてください。
- 6 8の欄は、7の欄に掲げる地域以外で、該当する区域、地域、地区又は街区(私道の敷地が2以上の区域等にわたるときは、該当するそれぞれの区域等)を記入してください。
- 7 9の欄は、該当するものを○で囲んでください。